

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会的責任を有する企業としての経営の重要性を認識し、意思決定の透明性・公正性を確保するための組織体制や仕組みの整備を実行し、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係を構築していくことが、経営上の最も重要な課題のひとつと位置付けております。このため、以下のコーポレートガバナンス・コードの実践と継続的な改善により、企業価値の向上と持続的な成長を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

◆取締役会全体の実効性に関する分析及び評価結果の開示(補充原則4-11-3)

当社は、取締役会において法令等の遵守状況、リスク管理や情報共有、課題解決のスピード感など、取締役の職務執行についてチェックを行っているほか、社外取締役や監査役と代表取締役とのミーティングを開催するなど、取締役会全体の実効性の向上に努めております。取締役会全体の実効性に関する分析及び評価結果の開示については、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

◆会社の目指すところや経営戦略、経営計画(原則3-1-1)

当社は、経営理念を以下のとおり定め、「総合エンジニアリング&サービス会社」として、日本のリーディングカンパニーを目指しております。

【経営理念】

- 情報通信を核とし、常に新しい価値を創造する「総合エンジニアリング&サービス会社」として、お客様から最高の満足と信頼を得られる日本のリーディング・カンパニーを目指します。
- 安全と品質を大切に、最高のサービスを提供することによって豊かで快適な社会の実現に寄与します。
- 企業の社会的責任を果たし、常に人間を尊重する企業として、人や社会と共存共栄する企業であり続けます。

【経営計画】

当社は、今後の成長の柱となる事業の拡大と既存事業の継続的かつ効率的な推進により、「総合エンジニアリング&サービス会社」として、企業価値の向上と持続的な成長を目指し、2016年度の数値目標を売上高2,800億円、営業利益100億円、営業利益率3.6%に設定しております。

【2016年度事業計画における事業運営方針】

- 事業運営の強化
 - 積極的に事業領域を開拓し売上高を拡大
 - 施工管理の徹底と効率化の推進による利益率の向上
 - 選択と集中による競争力の強化
- 経営基盤の強化
 - グループ一体となった収益力の強化(連結対象利益の向上)
 - 新たな事業におけるグループ連携の拡大(営業力・機動力・総合エンジニアリング力の強化)
 - 人材育成の強化(電気系、土木系、情報系などの資格者/マルチ技術者)
- 企業文化の変革
 - KAIZEN活動を継続的に推進し、現場力を高め「安全」と「品質」を再確立
 - 事業環境の変化に負けない骨太な体質とチャレンジ精神の醸成
 - グループ内のコミュニケーションと情報共有の促進によるチーム力の向上
 - 環境の取り組みに重点をおいたCSR推進、ミライトブランドの確立

◆コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針(原則3-1-2)

当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実現がステークホルダーとの信頼関係の構築に不可欠なものと認識しております。

そのため当社は、

- 株主の権利・平等性の確保
- 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 適切な情報開示と透明性の確保
- 取締役会等の責務の履行
- 株主との対話

の充実により、コーポレートガバナンスの実効性を高めていくこととしております。

また、企業倫理に関する基本方針及び具体的な行動指針として「企業倫理憲章」を定め、当社ホームページ(<http://www.mirait.co.jp/>)に掲載しております。

◆取締役、経営幹部の報酬決定方針・手続(原則3-1-3)

取締役の報酬(限度額)については、取締役会の承認を経た上で株主総会にて決議いただいております。

個別の取締役報酬については、各役位の役割と責任に応じた報酬体系としております。

また、平成28年6月28日開催の第6回定時株主総会決議に基づき、当社ならびに当社の子会社である株式会社ミライト、株式会社ミライト・テクノロジー(以下、「当社グループ」といいます。)の取締役及び執行役員(社外取締役及び非業務執行の取締役を除きます。以下、併せて「当社グループの役員」といいます。)を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しており、当社グループ各社の取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社グループの役員退任時に給付を受けることとしております。

◆取締役、監査役等の指名方針・手続及び指名についての説明(原則3-1-4、3-1-5)

取締役・監査役候補の指名にあたっては、社内外から幅広く候補者を選し、優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を取締役に決定しております。

特に独立社外取締役は、各分野における豊富な経験・知見を有し、中長期的な企業価値向上の観点からの助言や経営の監督など、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができる方を指名しております。また、独立社外監査役は、各分野における豊富な経験・知見を有し、独立した客観的立場から取締役の経営判断や業務執行について、法令・定款の遵守状況等を適切に監視して取締役会の透明性を高めるとともに、企業価値の向上に貢献いただける方を指名しております。

取締役・監査役個々の選任理由等については、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

◆経営陣に対する委任範囲の概要(補充原則4-1-1)

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、業務執行体制としての経営会議を設けております。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社及びグループの経営に関する方針や重要事項等を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。

経営会議は、社長が議長となり、常勤取締役及び社長が指名した者で構成されており、当社及びグループの経営戦略や業務執行に関する重要事項を審議する機関としての役割を担っているほか、取締役会で活発な議論が行われるよう、論点整理と事前検討を行っています。また、オブザーバーとして監査役も出席しており、課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとなっています。

執行役員は、統括する部門における業務遂行の実施責任を負っています。

◆独立社外取締役の有効な活用(原則4-8)

当社では、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上を図る観点からの助言を期待するとともに、当社取締役会において、株主をはじめとしたステークホルダーの意見を踏まえた意見提起を期待し、平成22年の設立時から独立社外取締役を複数名選任しております。

現在、当社には2名の独立社外取締役がありますが、案件に応じて事前説明を行う等、十分な情報提供に努めております。

なお、独立社外取締役の取締役会への出席率は良好であり、また、それぞれ自らの知見に基づき、経営を監督するとともに経営の方針や経営改善等について活発な発言をいただいております。当社が期待する役割を十分果たしていただいております。

また、2016年度より独立社外取締役と代表取締役とのミーティングの定例化など取締役会以外の場においても独立社外取締役とのより活発な情報交換や認識共有が出来るよう努めております。

◆独立社外取締役の独立性判断基準及び資質(原則4-9)

当社における独立性判断基準は、「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」に記載しております。

◆取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方(補充原則4-11-1)

当社の取締役会の構成については、様々な事業分野を統括する持株会社として経営戦略、財務、人事等の各専門分野において、豊富な経験・優れた知見を有する方を選任することとし、人材のバランスに留意しております。

更に独立社外取締役については、長年にわたる企業経営の実務経験を有する方、企業法務・財務の専門家、学識経験者等に外部からの視点をもって、取締役会に参画していただくことにより、透明性の確保と企業価値の向上につなげることであります。

取締役の規模については、持株会社としての機能を十分に発揮しつつ、一部の役員については主要子会社と兼任させることで、より効果的・効率的な体制としております。

◆社外取締役・社外監査役の兼任状況(補充原則4-11-2)

当社の社外役員の上場会社との兼任については以下のとおりです。

・社外監査役 大工舎宏氏は、東京証券取引所市場第一部に上場している大研医器株式会社の社外取締役を兼任しております。

◆取締役・監査役に対するトレーニングの方針(補充原則4-14-2)

当社では、取締役・監査役については、定期的な自らの役割や法的責任等について認識を深めるために役員研修を実施しています。研修は、コーポレートガバナンスの意義やインサイダー取引、建設業法等の基本的な事項から、企業不祥事やトラブルに関する事例研究などを内容としております。

◆株主との建設的な対話に関する方針(原則5-1)

1. 株主との対話の統括を行う取締役

当社は、株主・投資家との対話(以下「IR活動」という)は、適切な企業評価と信頼を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと位置づけ、継続的に実施しております。

IR活動は、情報取扱責任者である取締役財務部長を責任者として、担当部署であるIR室が、別途公表している「ディスクロージャーポリシー」に則り、当社グループに関する適時・適切な情報開示に努めております。また、株主・投資家との個別面談にあたっては、可能な限り、責任者自らが対応しております。

なお、年2回開催している決算説明会及び年数回実施している海外IRでは、原則として代表者自らが説明を行うこととしております。

2. 社内の関係部署との連携

当社は、IR活動が建設的かつ有意義なものとなるよう、「適時開示体制」を構築し、各部門との連携を図り、重要情報の適時・適切な情報開示に努めております。また、広報室とも連携し、TDnetやEDINETによる情報開示に加え、当社ホームページやプレスリリース等を活用し、より広範な情報開示に積極的に取り組んでおります。決算説明会などのIR活動で使用する資料につきましては、代表者をはじめ、財務部、経営戦略部、各事業の担当役員とともに説明内容を検討するための会合を複数回実施するなど、株主・投資家の皆様にわかり易く、有益な資料を提供できるように取り組んでおります。

3. 個別面談以外の対話の手段の充実

当社は、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を年2回(第2四半期、第4四半期)開催しております。決算説明会の模様については、ホームページ等で動画配信を実施しております。海外の機関投資家に対しては、重要情報の英語でのタイムリーな情報提供に努めております。

また、すべての株主様宛に当社の業績やトピックスをまとめた冊子「ミラトレポート」を年2回送付しております。

当社が開示した各種資料等については、当社ホームページ(<http://www.mirait.co.jp/>)に掲載しております。

このほか、証券会社等が主催する個人投資家向け説明会等にも適宜参加し、当社事業や業績等について説明を行うこととしております。

4. 株主の意見・懸念のフィードバック

当社では、株主・投資家の皆様から頂いたご意見・ご懸念等につきましては、IR室が作成しているIRレポートにより、取締役及び経営陣幹部などグループ内の関係者に定期的に報告するとともに、海外IRの結果などは適宜フィードバックを実施しております。

5. インサイダー情報の管理

当社は「内部者(インサイダー)取引規制に関する規程」を制定しており、株主・投資家との面談に際しインサイダー情報を保有している場合は、同規程に則った適切な情報管理を行うこととしており、その内容をお伝えすることはありません。

また、当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公正性を確保するため、決算(四半期決算を含む)発表日直前の2週間を沈黙期間とし、この期間内は決算に関するコメント、ご質問等に関する回答は差し控えております。ただし、沈黙期間中に発生した業績予想との差異が適時開示規則に該当する変動幅となることが明らかになった場合には、適宜情報開示を行うこととしております。

◆政策保有株式(原則1-4)

当社は政策保有に関する方針及び議決権行使の基準について以下のとおり定めております。

また、主要な政策保有株式については、その保有のねらい・合理性について、取締役会に定期的に報告されております。

【政策保有に関する方針】

当社グループが他企業の株式を保有する場合としては、

1. 保有先の企業との取引関係を維持・強化する場合
 2. 提携業務を推進するため、その協力関係を強固なものとする必要がある場合
 3. 共通の課題を解決するため、出資する場合
- などがあります。

【議決権行使に関する方針】

当社グループの議決権行使にあたっては、

1. 中長期的な株主価値の増大を害するものでないこと
 2. 保有先の企業との取引関係や業務提携関係等を害するものでないこと
 3. 当社グループの発展を害するものでないこと
- 等を基準として、当該議案の賛否を総合的に判断することとしております。

◆関連当事者間の取引(原則1-7)

当社では、取締役が行う競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしているほか、取引の状況について取締役会に定期的に報告することとしております。

役員に対しては、「関連当事者に関する確認書」の提出を求めており、自身及び近親者、代表となっている団体、過半数の議決権を有する団体等の関連当事者との取引について、取引の有無を把握しております。

また、関連当事者と取引を行う場合、個別に取引の妥当性等を確認することとしております。

なお、主要株主との取引については、定期的及び必要に応じて取締役会が報告を受け、株主共同の利益等を害することのないよう監視を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友電気工業株式会社	16,236,015	19.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,303,900	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,116,100	3.64
住友電設株式会社	2,488,640	2.91
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,155,258	2.52
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,664,500	1.94
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,500,100	1.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,370,478	1.60
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1,337,000	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,317,100	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 [変更](#)

・上記のほか、当社所有の自己株式3,694,464株(4.32%)があります。
 ・平成28年9月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者が平成28年9月12日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成28年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	180,631	0.21
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,530,200	2.96
三菱UFJ国際投信株式会社	513,700	0.60
三菱UFJアセットマネジメント(UK)	199,200	0.23

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
木村 正治	他の会社の出身者									△				
海老沼 英次	弁護士									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 正治	○	・元 株式会社アッカ・ネットワークス(現ソフトバンク株式会社)代表取締役社長(平成20年まで在籍)	同氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社などIT企業における経営者として豊富な経験を有することから、その知見、見識に期待するとともに、業務執行を行う経営陣からの独立性を有し、客観的視点から経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断しております。 なお同氏は、当社の独立性判断基準及び証券取引所が定める独立性判断基準にも抵触しないため、独立役員に指定しております。
海老沼 英次	○	・現 田辺総合法律事務所パートナー ・元 株式会社みずほ銀行人事部企画チーム次長(平成15年まで在籍)	同氏は、株式会社みずほ銀行等の要職を歴任されるとともに、弁護士としての経験、見識を有しており、業務執行を行う経営陣からの独立性を有し、法的観点を踏まえた客観的視点から独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断しております。 なお同氏は、現在当社と取引のある田辺総合法律事務所のパートナーであります。その取引金額は僅少であり、当社の独立性判断基準及び証券取引所が定める独立性判断基準にも抵触しないため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成され、内部監査部門及び会計監査人とは必要の都度、相互の情報交換など連携を密にして監査の実効性向上を目指しております。また、監査役の専任スタッフは置いておりません。

監査役の監査活動は監査計画をもとに取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁文書の閲覧をはじめ、代表取締役社長との意見交換、会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性を判断するための監視・検証活動の一環として、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査の方法を含む監査計画、監査の実施状況、監査の結果見出された問題点、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況に対する評価等について報告及び説明を受けています。

内部監査部門は、全社的な内部統制の評価を行った上で、業務監査を中心に当社及びグループ子会社を対象として監査を実施しております。また、監査指摘事項・提言等の改善履行状況についてもチェックを徹底するなど、内部統制機能の強化を図っております。

監査役と内部監査部門との連携については、必要の都度会合を持ち、監査計画、監査実施状況、監査の結果見出された問題点等について情報交換を行うなど、相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
松尾 正男	他の会社の出身者								△				△		
大工舎 宏	他の会社の出身者														

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾 正男	○	・元 西日本電信電話株式会社香川支店長(平成14年まで在籍) ・元 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト取締役経営企画部長(平成17年まで在籍) ・元 株式会社エヌ・ティ・ティ・アド取締役第一営業局長(平成26年まで在籍)	同氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・アド等の経営に携わるなど、経営に関する経験、見識が豊富であり、客観的かつ独立性を持った視点での当社の経営全般の監視と有効な助言を期待しております。 なお同氏は、当社の独立性判断基準及び証券取引所が定める独立性判断基準にも抵触しないため、独立役員に指定しております。
大工舎 宏	○	—	同氏は、公認会計士の資格を有するとともに、経営コンサルティング会社である株式会社アットストリームの代表取締役を務めるなど、経営に関する経験、見識が豊富であり、客観的かつ独立性をもった視点での当社の経営全般の監視と有効な助言を期待しております。 なお同氏は、当社の独立性判断基準及び証券取引所が定める独立性判断基準にも抵触しないため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【独立性判断基準】

当社は、適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」という)が十分な独立性を有していることが必要だと考えます。

当社は、当社における社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員(その候補者も含む。以下同様)が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものと判断いたします。

- 当社及び当社の連結子会社(以下「当社グループ」という)の出身者(注1)
- 当社の主要株主(注2)
- 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - 当社グループの主要な取引先(注3)
 - 当社グループの主要な借入先(注4)
 - 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
- 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- 当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
- 当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
- 社外役員の相互就任関係(注7)となる会社の業務執行者
- 近親者(注8)が上記1から7までのいずれか(4項及び5項を除き重要な者(注9)に限る)に該当する者
- 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
- 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1: 現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人(以下「業務執行者」という)及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2: 主要株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3: 主要な取引先とは、当社グループの売上先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は仕入先の連結売上高の

3%を超えるものをいう。

注4: 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5: 多額とは、当該専門家の役員提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役員提供をしている場合は、当社グループから收受している対価が、年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役員提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間売上高又は総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役員提供の対価として当該団体が收受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

注6: 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7: 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注8: 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9: 重要なものとは、取締役及び執行役員をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの役員報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、平成28年6月28日開催の第6回定時株主総会決議に基づき、平成28年9月30日より当社グループの役員を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社グループの役員に対して、当社グループ各社の取締役会が定める役員株式給付規程に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

なお、当社グループの役員が当社株式の給付を受ける時期は、当社グループの役員退任時となります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員ごとの連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため個別報酬の開示は行っておりません。

なお、有価証券報告書及び事業報告において全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の総額(限度額)については、取締役会の承認を経た上で株主総会にて決議いただいております。

個別の取締役報酬については、各役位の役割と責任に応じた報酬体系としております。

取締役の報酬等の総額は、平成23年6月28日開催の第1回定時株主総会において、年額3億3千万円以内(うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内)とする旨決議されております。

また、平成28年6月28日開催の第6回定時株主総会決議に基づき、当社グループの役員を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しており、当社グループ各社の取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社グループの役員退任時に給付を受けることとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたり、取締役会付議事項の審議の充実に資するため、関係部署が社外取締役及び社外監査役に対して、必要な案件について付議事項の事前説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社であり取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

取締役については、独立した社外取締役を選任しております。

また、監査役会並びに内部監査部門、会計監査人がそれぞれ独立した監査を行うとともに、相互に連携を図る体制をとっております。

各機関の機能及び活動状況等は以下のとおりです。

1. 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回開催するとともに、必要のある都度臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項のほか、当社及びグループの経営に関する方針や重要事項等を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。

取締役会の構成については、様々な事業分野を統括する持株会社として経営戦略、財務、人事等の各専門分野において、豊富な経験・優れた知見を有する方を選任することとし、人材のバランスに配慮しております。社外取締役については、長年にわたる企業経営の実務経験を有する方、企業法務・財務の専門家、学識経験者等に外部からの視点をもって、取締役会に参画していただくことにより、透明性の確保と企業価値の向上につなげることをしております。

本報告書提出日現在における取締役は8名で、うち2名が社外取締役であります。これは持株会社としての機能を十分に発揮しつつ、一部の役員を主要子会社と兼任させることで、より効果的・効率的な体制としております。

2. 取締役の員数

当社は、取締役の員数は11名以内とする旨を定款に定めております。

3. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

4. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、株主総会決議事項のうち取締役会で決議ができる旨を以下のとおり定款に定めております。

・会社法第165条第2項の規定に基づき、自己の株式の取得について、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができることとしております。これは経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策を遂行することを可能にすることを目的とするものであります。

・株主の皆様への利益配分の機会を増やすことを目的に、会社法第454条第5項の規定による取締役会での決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができることとしております。

・当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）並びに監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができることとしております。

5. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

6. 監査役会

本報告書提出日現在における当社の監査役会は監査役4名で構成されており、うち2名が社外監査役であり、社外監査役1名を含む2名が常勤監査役であります。

7. 経営会議等

当社は、業務執行体制として経営会議を原則として月2回開催し、当社グループの全般的な重要事項の決定について審議しております。

経営会議は、社長が議長となり、常勤取締役及び社長が指名した者で構成されており、当社及びグループの経営戦略や業務執行に関する重要事項を審議する機関としての役割を担っているほか、取締役会で活発な議論が行われるよう、論点整理と事前検討を行っています。また、オブザーバーとして監査役も出席しており、課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとなっています。

また、適切なコーポレートガバナンス体制の構築やブランド価値の向上などの経営活動の検討を行うため、リスク管理委員会やコンプライアンス委員会等、各種委員会を設置しております。

8. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

9. 会計監査の状況

当社は会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査においては、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しております。会計監査人は監査役会と連携し必要の都度、相互の情報交換など連携を密にして監査の実効性向上を目指しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持株会社としてミライトグループ各社に対する必要な助言、その他指導を通じて経営の透明性・効率性を確保することが、実効的なコーポレートガバナンスの実現を担保し、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係の構築に寄与するとの認識から、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年6月28日開催の第6回定時株主総会の招集通知については20日前の平成28年6月8日に発送しております。 また、招集通知発送前の平成28年6月3日(株主総会開催日の25日前)に東京証券取引所及び当社ホームページにて電子的に公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第6回定時株主総会は、第一集中日とされた平成28年6月29日を選び、平成28年6月28日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主様の利便性を勘案し、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話からインターネットにより議決権を行使することができることとしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについては、平成23年6月28日開催の第1回定時株主総会より継続して採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(要約)を作成し、東京証券取引所及び当社ホームページ(英文サイト)にて提供しております。
その他	株主総会の運営については、映像を利用した事業報告も行うなど、株主にわかりやすい運営を目指しております。招集通知、参考書類及び報告書は、当社ホームページにも掲載しております。 また、株主総会終了後に株主の皆様との懇親の場を設け、広く意見交換を行えるように努めております。

2. IRに関する活動状況 重要

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を推進し、当社グループの適正な評価を可能とするため、当社グループに関する重要な情報の適時・適切な開示を行います。 【ディスクロージャーポリシーの概要】 ・情報開示の基準 当社は、金融商品取引法等の諸法令ならびに、当社の有価証券を上場している証券取引所の定める適時開示規則等に従い、透明性、公平性、継続性を基本としたタイムリーな情報開示を行います。また、諸法令及び適時開示規則に該当しない情報でも、投資判断に影響を与えられ得る重要な情報や、当社への理解を深めていただく上で有用と考えられる情報は、適時・公平に開示を行います。 ・情報の開示方法 重要な会社情報は、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)、金融庁の電子開示システム(EDINET)、プレスリリース、当社ホームページ等、適切な方法にて開示いたします。 ・コミュニケーションの充実 当社は、適時開示やホームページ等による情報発信に加え、各種説明会の実施や株主・投資家の皆様からの日々のお問い合わせに対する回答等を通じて、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの充実に努めています。また、株主・投資家の皆様から頂いたご意見等については社内にて共有し、企業価値の向上に向けた会社経営の参考とさせていただきます。 ・沈黙期間の設定 当社は、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算(四半期決算を含む)発表日前の2週間を沈黙期間とし、この期間内は、決算に関連するコメント、ご質問等に関する回答は差し控させていただきます。ただし、沈黙期間中に発生した業績予想との差異が適時開示規則に該当する変動幅となることが明らかになった場合には、適宜、プレスリリース等により情報開示を行います。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が主催する個人投資家向け説明会等に適宜参加し、当社事業や業績等について説明を行うこととしております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表時の年2回、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。なお、当社ホームページにて決算説明会資料及び説明会模様の動画配信を掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米・欧州・アジア地域において海外IRを実施しております。 また、証券会社等が主催する日本国内でのカンファレンスに適宜参加することとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料及び説明会模様の動画配信、その他報道発表資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を設置しIRに関する担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの	「ミライトグループ企業倫理憲章」、「コンプライアンス規程」において、ステークホルダーに対す

立場の尊重について規定	る基本姿勢について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境問題への取組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の条件であると認識、積極的に行動することとしております。当社はCSR報告書を作成し、ホームページで開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ミライトグループ企業倫理憲章」において、企業情報を積極的かつ公正に開示する旨規定しております。
その他	<p><女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保></p> <p>当社は企業としての社会的責任を果たし、持続的な成長発展を図っていくためには、性別、障がいの有無等に捉われない多様な人材を確保していくことが大切であると考えています。</p> <p>特に、幅広い事業展開に向けて女性の活躍促進は欠かせないものと認識しており、育児休業制度や短時間勤務制度など制度面の支援の充実や職域の拡大に努めております。</p> <p>また、社員に占める女性比率を高めるとともに、管理職への登用を進める行動計画を推進しております。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜業務の適正を確保するための体制及び運用状況＞

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであり、継続的に改善・向上に努めております。

- (1) 当社及びその子会社から成る企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 当社は、当社及びその子会社から成る企業集団(以下、企業集団という)全体の役員、従業員を含めた行動規範としての行動指針を定め企業集団の全ての役員、従業員に周知し、その行動を規律する。
また、取締役に関しては、「取締役会規程」等により、その適切な運営を確保するとともに、意思疎通を円滑化し、相互の業務執行を監視するほか、重要な事項に関しては、外部専門家(顧問弁護士等)の意見、助言を受ける等により、法令・定款違反行為の未然防止及び経営機能に対する監督強化を図る。
なお、取締役が他の取締役による法令・定款違反に疑義のある事実を発見した場合は、速やかに監査役会及び取締役会に報告し、違反行為の未然防止又はその是正を図る。
 - (イ) 当社は、企業倫理憲章等において、反社会的勢力とは、断固として対決し、毅然とした態度で対応することを掲げ、関係排除に取り組むものとする。
 - (ウ) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、企業集団各社が推進者を配置し、コンプライアンス意識の浸透・維持・確立を図る。
 - (エ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守して、整備・評価・是正を行なうことにより適正な内部統制システムを構築する。
 - (オ) 企業集団各社は、より風通しの良い企業風土の醸成を期し、企業ヘルプライン(申告・相談窓口)を開設し、適切な情報伝達の整備・運用を図る。
 - (カ) 法令等遵守体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を強化するため、内部監査部門を拡充し、適切な監査業務を確保する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (ア) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、適正かつ効率的な業務運営に資することを基本とし、以下の取り組みを行う。
 - (a) 文書(電磁的記録を含む。以下「文書」という。)及びその他の情報の保存・管理について必要事項を定めた、「文書取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を制定する。
 - (b) 文書の保存(保管)期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書取扱規程」に各文書の種類毎に定める。
 - (イ) 文書等について、取締役又は監査役から閲覧要請があった場合、速やかに当該文書等を提出する。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定する。
 - (イ) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の実効性を確保する。
 - (ウ) 業務監査室は、リスク管理体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を実施する。
その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則、毎月1回定期的に開催し、特に法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項について関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に則り、審議の決定及び報告を行う。
 - (イ) 取締役への業務委嘱については、組織の構成と業務範囲等を定めた「組織・業務分掌規程」及び責任・権限等を定めた「責任規程」等の社内規程に基づき、適切な責任分担による組織運営の徹底、効率的な業務運営を図る。
 - (ウ) 取締役会において、独立した立場にある社外取締役の職務執行等が効率的に行なわれるようにし、他の取締役の職務執行に対する監視機能の強化を図る。
 - (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、企業集団の会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、企業集団が適正な事業運営を行い、その成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。
 - (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制整備
 - (b) 子会社の損失の危険の管理体制、危険発生時における当社への連絡体制の整備
 - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備
 - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備
 - (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から要請された場合は、監査役補助者を配置することとする。
 - (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者を配置する場合は、補助者の任命、解任、人事異動等の人事面等に関する規程を定め、その独立性を確保する。
 - (8) 前(6)号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助者を配置する場合、監査役補助者を、監査役の指揮命令下に置くものとする。
 - (9) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (ア) 当社の取締役及び使用人は、企業集団の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、監査役へ速やかに報告する。
 - (イ) 前(ア)に拘らず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役等に対して報告を求めることができる。
 - (10) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - (ア) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、当社の監査役へ速やかに報告する。
 - (イ) 前(ア)に拘らず、当社の監査役は必要に応じ、いつでも子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。
 - (11) 前(9)号及び(10)号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前(9)号及び(10)号により報告をした者が、報告をしたことを理由として、何ら不利な取扱いを受けないことを確保する。
 - (12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生じた費用及び債務については、当社が適正に支払処理を行う。
 - (13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保する体制
 - (ア) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。
 - (イ) 監査役は、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。
 - (ウ) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門と定期的に、随時に意見及び情報交換を行い、意思疎通を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の体制に則った運用を実施しており、2015年度における主な取組みは次のとおりです。

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組みの状況
従来より、企業文化を形成するための基礎である「経営の基本理念」「行動指針」と合わせ、企業倫理に関する基本方針と具体的行動指針をまとめた「企業倫理憲章」を「ミライトWAY」として体系化し、企業集団の全役員、全従業員に周知徹底しております。
また、「コンプライアンス規程」により当社のコンプライアンス推進活動に関わる基本的事項を定めるとともに、全ての役員、従業員を対象として、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。
「コンプライアンス委員会」においては、企業集団内の個別課題について審議するとともにコンプライアンス推進活動の進捗状況を管理しており、2015年度は3回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、コンプライアンス推進活動の実効性を確認しております。

(2) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

「リスク管理規程」により、企業集団としてリスク管理についての基本方針及び推進体制を定め、様々なリスクに対して的確に対応するとともに、「リスク管理委員会」においては、企業集団内の個別事案について審議することとしており、2015年度は3回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、リスク管理の実効性を確認しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月1回の他、必要に応じて随時開催しており、2015年度は16回開催しています。

また、取締役会においては、社内規程に基づき取締役会に付議すべき事案はすべて審議され、各事案について活発な意見交換がなされるとともに、四半期毎に各取締役の職務執行状況についても報告されております。

(4) 企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

2015年度において「子会社管理規程」等を定めて、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備を図るとともに、その運用状況の報告を受けることとしました。また、企業集団全体に大きな影響を及ぼす重要な案件については子会社から報告、協議を受けてその管理を行うこととしております。

また、企業集団における内部通報制度を整備し、問題が生じた場合の直接把握と早期対処を図るとともに、「コンプライアンス委員会」に報告しております。

(5) 内部監査の取組みの状況

内部監査部門は内部監査計画に基づき、企業集団の全組織、全子会社を対象として内部監査を実施し、業務の適正性についてモニタリングしております。また、その結果については取締役会等に報告しております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する取組みの状況

監査役は、稟議書等を常時閲覧するほか、取締役会及び各種委員会等に出席し、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握しております。また、監査役と代表取締役社長、会計監査人等が意見交換を行うことにより意思疎通を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ミライトグループ企業倫理憲章」において、企業の存立基盤である地域社会との積極的なコミュニケーションを図り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、「金を出さない」「関係を持たない」「恐れない」を基本原則として規定し、毅然たる態度で対応することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

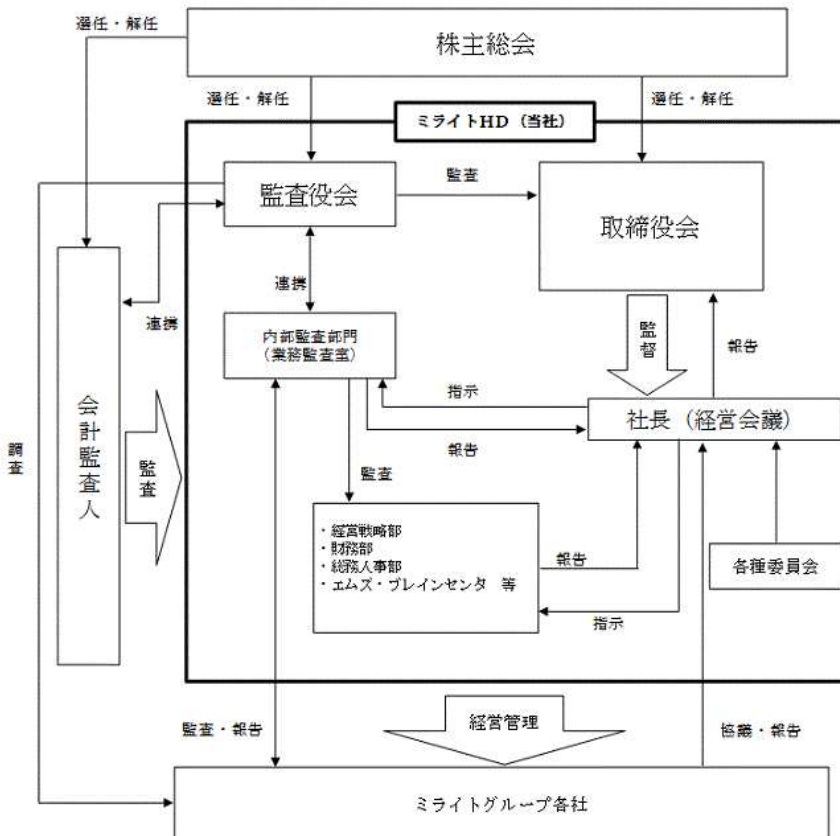
<適時開示体制の概要>

ミライトグループでは、適時開示は株主・投資家をはじめとした全てのステークホルダーに対しタイムリーな情報提供を行うものであり、市場における投資者の適切な企業評価と信頼を確保することで企業の社会的責任を果たし、健全な企業経営を促すものと位置づけております。そのため開示情報は、財政状態や経営成績についての定量的な情報に加え、会社の経営実態をより正確に把握するための定性的な情報の充実による分かりやすい開示に努め、ステークホルダーへの適時適切な情報提供を図るよう取り組んでいます。具体的な適時開示の取り組み状況は以下のとおりです。

1. 当社は「内部者（インサイダー）取引規制に関する規程」及び「ミライトグループ会社管理規程」において、内部情報の管理及び当社株式の売買等に関する行動基準を定め運用しております。また金融商品取引法、その他関係法令及び証券取引所の定める適時開示規則等に照らし、適時開示情報に該当する場合は、取締役会の決議または代表取締役の承認を得た後、速やかに公表することとしております。
2. 情報取扱責任者（財務部長）は、経営戦略部、総務人事部等内部情報を所轄する各部門との連携を図るとともに、経営上の重要な会議等に参加し、重要事項について報告を受け、またはヒアリング等を行い、重要情報を整理・検証し遺漏が生じないようにチェックしております。
3. 当社は、TDnetによる東京証券取引所への開示を行うほか、IR説明会、自社ホームページ、各種印刷物等様々な情報媒体・手段により各ステークホルダーとの接点を増やし、開示情報を容易に入手できる機会の充実に努める体制構築に努めています。
4. 継続的なディスクロージャーを確立するため参考資料「2. 適時開示体制」のとおり経営関連情報の連絡体制をとり、適正な情報を迅速に報告できる体制を構築しています。

（参考資料）

1. コーポレートガバナンス体制



2. 適時開示体制

